

自己資本の構成に関する開示事項（平成 26 年 12 月末）

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（連結）

（単位：百万円、％）

項目		経過措置 による 不算入額	国際様式の 該当番号
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	6,946,768		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	3,094,990		1a
うち、利益剰余金の額	4,026,998		2
うち、自己株式の額（ ）	175,220		1c
うち、社外流出予定額（ ）	—		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		
普通株式に係る新株予約権の額	1,975		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	300,575	1,202,301	3
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	151,938		5
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの の額の合計額	84,751		
うち、少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係 る基礎項目の額に算入されるものの額	84,751		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	7,486,008		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の 額の合計額	151,246	604,984	8+9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	90,862	363,448	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の ものの額	60,384	241,536	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	822	3,289	10
繰延ヘッジ損益の額	4,028	16,114	11
適格引当金不足額	10,079	40,317	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	9,167	36,670	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される 額	719	2,877	14
退職給付に係る資産の額	26,147	104,589	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	1,661	6,644	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17

少数出資金融機関等の普通株式の額	27,767	111,070	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	25
その他 Tier1 資本不足額	—		27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (口)	223,582		28
普通株式等 Tier1 資本			
普通株式等 Tier1 資本の額((イ) - (口)) (ハ)	7,262,425		29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—		32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	—		
その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	176,228		34-35
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,252,541		33+35
うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	1,252,541		33
うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—		35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	97,092		
うち、為替換算調整勘定の額	97,092		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	1,525,862		36
その他 Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	38

少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	195	782	39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	31,727	126,908	40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	390,136		
うち、営業権相当額	4,949		
うち、のれん相当額	279,210		
うち、企業結合等により計上される無形固定資産相当額	49,146		
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	36,670		
うち、適格引当金不足額の 50%相当額	20,158		
Tier2 資本不足額	—		42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	422,059		43
その他 Tier1 資本			
その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)	1,103,803		44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額 ((八) + (ヘ)) (ト)	8,366,228		45
Tier2 資本に係る基礎項目			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	351,426		46
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	—		
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	39,399		48-49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,516,950		47+49
うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—		47
うち、銀行持株会社の連結子法人等(銀行持株会社の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	1,516,950		49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	60,766		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	60,766		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額	—		50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	776,015		
うち、その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%相当額	749,553		
うち、土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	26,461		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	2,744,557		51
Tier2 資本に係る調整項目			

自己保有 Tier2 資本調達手段の額	—	—	52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	—	53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	5,525	22,103	54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	25,000	100,000	55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	166,082		
うち、旧告示第二条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額	166,082		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	196,608		57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	2,547,949		58
総自己資本			
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	10,914,178		59
リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	326,824		
うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る額	189,322		
うち、その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段に係る額	70,582		
うち、その他金融機関等の Tier2 資本調達手段に係る額	23,780		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	64,992,642		60
連結自己資本比率			
連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	11.17%		61
連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.87%		62
連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	16.79%		63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	762,450		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	281,950		73
無形固定資産 (モーゲージ・サービング・ライツに係るものに限る。) に係る調整項目不算入額	—		74
繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に係る調整項目不算入額	4,217		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額	60,766		76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	83,051		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	304,877		79

資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	1,300,686		82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	1,627,426		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		85